

## ○業務補助等の期間の見直しにかかるQ & A

Q 1. 実務経験（業務補助等）の期間が3年以上に改められることになりましたが、改正の背景を教えてください。

A 1. 近年、企業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・専門化に伴い、監査の現場でこれに対応できる能力を養う観点から、実務経験を通じて学ぶ知見の重要性が高まっています。また、国際教育基準において3年の実務経験を求めることが例示されており、欧州の各国では、3年以上の実務経験を求めている例があります。こうした状況を勘案し、実務経験（業務補助等）の期間を3年以上に改めることになりました。

Q 2. 実務経験（業務補助等）の期間の見直しはいつから適用になるのでしょうか。

A 2. 「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（令和4年法律第41号。以下「改正法」）の公布の日（令和4年5月18日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日です。政令で定める施行日は現時点で未定ですが、2023年春頃を見込んでいます。

Q 3. 改正法の施行日はいつ頃決まるのでしょうか。

A 3. 改正法の施行に向け、関連の政令・内閣府令等の準備を進めています。施行に向けた準備の進捗等を勘案の上、施行日が決まり次第、金融庁ホームページで周知することを予定しています。

Q 4. 既に実務経験（業務補助等）の期間が2年以上あります。改正法の施行後は、実務経験（業務補助等）の期間が3年以上となるよう、別途1年以上の実務経験（業務補助等）が必要となるのでしょうか。

A 4. 改正法の施行日時点で実務経験（業務補助等）の期間が2年以上ある者については、引き続き、公認会計士となる資格を有するために必要な実務経験（業務補助等）の期間を2年以上とする経過措置が設けられており、3年以上である必要はありません。一方、改正法の施行日時点で実務経験（業務補助等）の期間が2年未満である者に必要とされる実務経験（業務補助等）の期間は、3年以上となります。